平成２９年（フ）第２１７号
岡山市中区乙多見106番地８
破産者　杉之原勝彦
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９号
宮崎県延岡市大野町1053番地
破産者　株式会社ウィズホーム
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第９号
山梨県富士吉田市旭３丁目11－７、開始決定時の住所山梨県富士吉田市上吉田4841番地の12
破産者　佐**藤**　正明
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
山梨県都留市田野倉1012番地　杉田ハイツ103
破産者　若尾　礼子（旧姓小林）
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１４４８号
札幌市東区北12条東16丁目１番13―603号
破産者　原　　茂芳
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７号
宮城県石巻市馬鞍字間々合51番地２、前住所愛知県あま市富塚十の坪60番地１　メゾン・ド・ハラゼン22号室
破産者　佐々木清孝
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
宮城県石巻市開北２丁目14番18号　ディアパラスト106号、前住所青森市蛍沢４丁目３番11号　県営住宅11－１－７
破産者　遠藤　重徳
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１５５３号
神奈川県茅ヶ崎市堤79番地１　ソレアード101
破産者　福田　琢磨
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９号
岐阜県高山市総和町１丁目20番地　ダイワＶＩＰビル４Ａ
破産者　林　　久義
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
静岡市葵区羽鳥大門町25番54号
破産者　渋川　陽平
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１４６号
愛知県岩倉市八剱町池田62番地２　フェリースアイチ303号
破産者　古賀　誠次
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４９号
岡山県倉敷市三田97番地４　ソレイユＡ号室
破産者　飯尾　健一（旧姓安原）
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
岡山県倉敷市老松町１丁目10番55号　ファミール貝原Ｂ102
破産者　安原　俊幸
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
岡山県倉敷市老松町１丁目10番55号　ファミール貝原Ｂ102
破産者　安原　弘子
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第４６８号
北九州市小倉南区田原新町１丁目15番10号
破産者　新田　知尚
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３１号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目32番１号
破産者　玉利　義治
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
鹿児島県鹿児島市清和２丁目22番28号
破産者　廣濱　賢一
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３４０号
鹿児島県鹿児島市吉野町4169番地１ヴァン・フレ吉野201号、開始決定時の住所鹿児島県いちき串木野市照島5410番地１
破産者　古川　広子
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係